

日本入国時の動植物検疫の徹底について
(農林水産省から日本に入国される方へのお知らせ)

令和7年4月28日

植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限しています。

持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込には、植物検疫証明書が必要です。

肉・肉製品の持込は禁止されています。

これらは、機肉食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込には、罰則(最大3年の懲役又は最大 300 万円(法人は最大 5,000 万円)の罰金)が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省(植物検疫所・動物検疫所)のウェブサイトを確認ください。

●植物防疫所

「来日するあなたへのお願い」

https://www.maff.go.jp/pps/j/pgaqinfo_j.html

「よくある質問(海外からの持込み編)」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

●動物検疫所

「海外からの家畜伝染病を防げ！(動画)」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html

「輸入動物検疫に係るよくあるお問合せ(FAQ)」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html